

徳島県告示第六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

なお、関係図書は、徳島県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

| 指定の番号   | 指定の年月日    | 指 定 道 路  |                              |
|---------|-----------|--|------------------------------|
|         |           | 位 置  | 幅員<br>(メートル)<br>延長<br>(メートル) |
| 第一千二百七号 | 令和六年一月三十日 | 吉野川市鴨島町喜来字松本三一六番一六及び三一六番一八の各一部                     | 四・二五<br><br>三三・二〇            |
| 第一千二百八号 | 令和六年一月三十日 | 三好市池田町マチ二四九六番六及び二四九六番七の各一部並びにウエノ二八五三番二及び二八五三番四の各一部 | 四・五〇<br><br>四三・八二            |